



【教育目標】

豊かな心を持ち実践力のある生徒の育成

【目指す生徒像】

季節の花と明るい挨拶にあふれ、
生徒一人ひとりの夢と生きる力を培う学校

—大好きTAIHEI—

「意識と備えを」

校長 鈴木 純

初春を迎え、みなさまお変わりはありませんか。年が明け晴天が続いていますが、窓の外は凍てつく風が打ち付け、「春は名のみ風の寒さや」と歌われる「早春賦」の歌詞のようにまだまだ春の遠さを感じます。そして、厳冬の北陸地方で元日の家族団らんのひと時を襲った能登地震のことを思うと心が痛みます。一日でも早く元の生活に戻れますことをお祈り申し上げます。

さて、本市では、市内のいずれかで「震度5弱」の地震が観測された場合には、全ての避難所に 避難所担当職員が自主参集し、区災害対策本部長の判断で必要な避難所を開設することになっております。さらに、「震度5強以上」の地震が観測された場合は、全避難所を一斉に開設します。本校においても、年3回(地震、火災、竜巻)の避難訓練を実施しており、安全の確保に努めております。また、本市として以下のようなマニュアルが整備されており、この指針に則り、有事において対応していきます。

(さいたま市立学校児童生徒等事故等危機管理対応マニュアル作成指針より抜粋)

〈初期対応〉1 緊急地震速報が放送された時は、揺れが到達するまでの間に、児童生徒等に対して危険な場所から離れ、身の安全を守るよう指示するとともに、自身も身の安全を確保する。また、突然揺れに襲われた時も、可能な対応行動をとらせる。

2 普通教室で授業中の場合は、児童生徒等を机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持たせる。

3 身を隠すところがない場合は、座布団や手近にあるカバン・本などで頭部を覆い、できるだけ低い姿勢をとらせるなど、場所や状況に応じた行動をとらせる。

4 ドアや窓を開け、脱出口を1か所以上確保する。

5 火気使用中の場合は、身の安全を確保した上で、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。

6 恐怖と不安で児童生徒等がパニック状態になっている場合、教職員は、児童生徒等が落ち着いて行動できるよう具体的な指示をする。

7 管理職は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等から情報収集を行うとともに、校舎内外の被害状況の確認を指示する。

〈避難する時〉1 避難経路、避難場所の安全を確認後、校内放送、ハンドマイク等で全校に避難を指示する。

2 火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するよう指示する。

3 各教職員は、児童生徒等に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。隣の学級と連携して、先頭や最後尾に教職員がつくように工夫する。※配慮を要する児童生徒等への対応をしっかりと行う。

4 傷病者の有無を確認し、必要に応じて心肺蘇生法を含む応急手当を行う。

5 頭部を保護させ、上履きのまま、避難場所へ誘導する。「お、か、し、も、ち」の約束を徹底する。

6 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆わせ、避難する。

7 管理職は、避難場所に集合後、人員確認し、必要に応じて行方不明者の搜索、傷病者の救出を指示する。(出席簿、引き渡し名簿など必要なものを携行)

〈行政機関への報告〉1 校長は、人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

2 校長は、必要があると判断したら、消防等の関係機関、さいたま市災害対策本部へ救助要請等を行う。

〈引き渡し、集団下校〉・さいたま市域内のどこか1箇所でも「震度5弱以上」の地震の際は、市立小・中・高等・特別支援学校・幼稚園ともに、保護者等への引渡しを行います。ただし、中学校、高等学校では、保護者から事前に、引渡しにするか、集団下校にするかは、年度当初に確認しております。ご家庭で再度お子さまをご確認ください。

〈児童生徒等の心のケア〉・精神的ショックを受けている児童生徒等に留意し、勇気づけるとともに安心させる。

〈避難所の開設〉・さいたま市災害対策本部から避難所開設の連絡があったときは、避難所が円滑に運営されるよう、校長は施設管理者として必要な対応を行う。

「おはよう」とともに大事なお子さまをお預かりして、「ただいま」と元気な姿で帰宅させる。

当たり前のことですが、これは、学校で働いている私たちの使命です。命を最優先に、常に危機意識をもちながら努めて参ります。本年も泰平中学校への変わらぬご理解ご協力をお願い申し上げます。